

Date

/

Date

/

Date

/



国際貿易に関する次の記述のうち、妥当でないものはどれか。

- 1 F T A（自由貿易協定）は、2か国以上の国や地域が、相互に関税や輸入割当てなどの貿易制限的な措置を撤廃あるいは削減することを定めた協定である。
- 2 T P P（環太平洋パートナーシップ）協定は、アジア太平洋地域において、モノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化、知的財産、金融サービスなど、幅広い分野でルールを構築する経済連携協定である。
- 3 日・A S E A N包括的経済連携協定は、A S E A Nと日本との経済連携の強化を目的とした日本にとって初めての多国間の経済連携協定である。
- 4 E P A（経済連携協定）やF T A（自由貿易協定）は、W T O協定の最恵国待遇に違反するため、W T O加盟国は、E P AやF T Aを締結することはできない。
- 5 W T O（世界貿易機関）は、サービス貿易や知的財産権に関する国際ルールを定めており、G A T Tの基本精神を受け継ぎつつ、交渉を続けている。

正解

4

## [経 済] 国際貿易

## 1 妥当である

そのとおりである。米国・シンガポール F T A といった 2 国間による F T A、A F T A（A S E A N 自由貿易地域）や N A F T A（北米自由貿易協定）など数か国による地域 F T A などがあり、これらが重層的な貿易システムを形成している。

## 2 妥当である

そのとおりである。T P P 協定は、オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、アメリカ及びベトナムの合計12か国で交渉が進められてきた経済連携協定である。2016年、ニュージーランド・オークランドで開催された T P P 署名式において、T P P 協定が署名された。しかし、2017年1月、アメリカが T P P からの離脱を表明したことにより、アメリカ以外の11か国による協議が行われ、2018年3月、チリ・サンティアゴで開催された T P P 11 署名式において、T P P 11 協定が署名された。

## 3 妥当である

そのとおりである。日・A S E A N 包括的経済連携（A J C E P）協定は、日本と A S E A N 諸国（インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス）との経済連携の強化を目的として、物品貿易を自由化・円滑化し、知的財産分野や農林水産分野等での協力を促進するとともに、サービス貿易の自由化等について、今後、継続して協議すること等を定めた、日本にとって初めての多国間の経済連携協定である。

#### 4 妥当でない

EPAとFTAは、WTO協定の最恵国待遇の例外として認められており、一定の要件のもとでWTO加盟国でも締結することができる。EPAやFTAは、WTOによる多角的貿易自由化と異なり、特定の2国間又は多国間で、対象分野等を柔軟かつ機動的に選択することが可能であり、またWTO協定で定められていない分野などをカバーした協定とすることも可能であることから、WTOを中心とした多角的自由貿易体制と相互補完的な機能を有しているとされる。なお、最恵国待遇とは、いずれかの国に与える最も有利な待遇を、他のすべての加盟国に対して与えなければならないとする原則のことである。

#### 5 妥当である

そのとおりである。GATTは国際機関ではなく、暫定的な組織として運営されてきた。しかし、1986年に開始されたウルグアイ・ラウンド交渉において、貿易ルールの大幅な拡充が行われ、より強固な基盤をもつ国際機関を設立する必要性が強く認識されるようになり、1994年のウルグアイ・ラウンド交渉妥結の際に、国際機関であるWTOの設立が合意された。これにより、GATT体制は、WTO体制へ移行し、現在、WTOが多角的貿易体制の中核を担っている。

以上により、妥当でないものは肢4であり、正解は4となる。